

平成二十年度補正予算による緊急保証枠を使い切る期日に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十二月三日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿



平成二十年度補正予算による緊急保証枠を使い切る期日に関する質問主意書

平成二十年度の補正予算による緊急保証枠六兆円の執行については、本年十月三十一日から十一月二十六日までの実績は、相談数五万五千五百八十八件、承諾数二万二千六百十二件、金額五千五百十五億円と営業日数で平均三百億円／日であった。

一方、信用枠の提供額は増えており、十一月末には一日当たり一千億円の保証枠を提供している状況だと聞いている。これを踏まえて以下質問する。

一 このまま一日一千億円程度の信用枠を提供した場合に現在の緊急保証枠はいつごろに使い切るのか。政府の見解を示されたい。

二 また、保証枠の提供額が今度とも急激に増える可能性はないのか。その場合、いつまで現状の枠で対応できると政府は予想しているのか。明確な政府の見解を示されたい。

右質問する。

